

山梨県公報

号外第四十四号

平成二十年

七月十日

木曜日

目次

告示

有害刃物類の指定

告示

山梨県告示第三百九号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十二号）
第五条の第三第二項の規定により、次のとおり有害刃物類として指定し、平成二十年七月
十日から施行する。

平成二十年七月十日

山梨県知事

横

内

正

明

一 指定する刃物類の名称、形状及び構造並びに機能

1 名称 ダガーナイフ（通称）

2 形状及び構造 鎗（しのぎ）を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの

3 機能 鋭利性において人体に危害を及ぼすことができるものであること。

二 指定する理由

刃物類の形状、構造又は機能が人体に危害を及ぼすおそれがある。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番